

第9章 広域火災・地震火災対策

9・1 広域火災・地震火災対策の基本的な考え方

我が国では、1965（昭和40）年頃まで、2000棟以上の家屋が焼失する大規模な広域火災がしばしば発生していた。その後、都市の不燃化推進と消防力の整備の効果が少しずつ現れ、この種の火災は一応の終息をみたと一般に考えられるようになった。しかし1976（昭和51）年の強風下での山形酒田大火、1995（平成7）年の兵庫県南部地震における神戸市での大火、2011（平成23）年の東北地方太平洋沖地震による火災、2016（平成28）年の糸魚川市大規模火災にみられるように、現実には都市大火の危険が潜在化している地域が絶無になったとはいえない。むしろ、兵庫県南部地震火災や東北地方太平洋沖地震にみられるように、今日の過大な都市への人口集中と高齢化などの社会変化は、新しいタイプの都市災害を発生させている。すなわち、被害の影響は火災で焼け出された地域だけではなく、周辺地域および極端な場合には全国規模で大きな連鎖影響を引き起こす。特に、大地震の発生はそれに連鎖した同時多発火災は、地震国日本では今後も避け難い。そこで、都市地域の一環として、ハード/ソフト両面からの様々な火災危険の軽減対策が講じられつつある。その例として、耐震性貯水槽の設置、可搬式動力ポンプの配備、あるいは避難場所、避難路の確保の充実などが行われている。

火災危険が著しいのは、都市部だけではなく、過疎地、高齢化の進行している農/漁村も同様である。また、各種コンビナート地域なども特有の火災危険を持つ。

ところで、これら都市などの火災危険地域のハード面の改造は、一朝一夕には行うことができない。それは、都市の不燃化事業一つをみても明らかである。そこで、消防対策から都市計画的対策に至るまでの様々な防災対策を総動員して、しかも、系統的かつ長期的に構じて、総合的な視点から火災危険の軽減を図ることになる。そして、これらの対策は地域の特殊性と大きく関連することから地域ごとにそのための計画を持つことが必要になる。この地域ごとに作成される防火計画が、地域防火計画とでもいうものである。

この地域の防火計画は、都市や農村の危険の高まり、とりわけ震災時の火災危険が明らかになるに及んで、その必要性や重要性が強く認識され、その作成が積極的にはかられている。具体的には、災害対策基本法に基づく地域防災計画の一部として、また消防組織法に基づく市町村消防計画として、あるいは都市計画法に基づく地区整備計画の一部として作成されている。この他、必要に応じて任意の形で地域防火計画が作成されている。

ところで、地域の防火計画は、対象とする地域の範囲や性格によって、例えば都市地域ならば都市防火計画というように、都市防火計画、農村防火計画、あるいは石油コンビナート防火計画などに分類される。ここではこの分類に従って地域防火計画を大別し、それぞれについてその内容を考察するが、なかでも都市地域を対象とした防火計画の必要性が高いと考えられるので、都市防火計画については少し詳しく検討する。なお、林野火災の防止に関しては、第8章でその性状について述べ、第15章では消防戦術について若干触れている。